

事業所母集団データベース運用管理規程等について

平成24年11月21日

1 事業所母集団データベース運用管理規程等について

- 11月上旬以降、各府省への事前説明を開始（別添 1）

あわせて、年次フレームの作成方法・内容も説明。

→ 年次フレームの利用促進に向けた啓発活動

2 共通事業所コードの保持状況について

- 各府省への事前説明の中で、各統計調査における共通事業所コードの保持状況を確認（別添 2）

3 今後の予定

- 平成24年

11月 新システムの操作説明会

12月 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において運用管理規程を合意

- 平成25年

1月 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の運用開始

事 務 連 絡
平成24年11月 日

各府省等担当者 殿

総務省統計局統計調査部
経 済 基 本 構 造 統 計 課

事業所母集団データベース運用管理規程について（意見照会）

平素から、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、平成25年1月に運用開始する事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の運用管理規程を策定することとしています。

「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」（第4回）（平成24年3月30日開催）において合意いただいた運用管理規程（案）を基に実施した運用試験の結果を踏まえ、別添のとおり修正いたしました。

つきましては、本規程（案）について意見・質問がございましたら提出をお願いいたします。

1. 意見等提出締め切り

平成24年11月 日（ ） 17：00必着

※ 御不明な点などありましたら、下記の連絡先まで連絡いただけるようお願いいたします。

2. 提出形式

別添エクセルファイルの回答様式にご記入のうえ、以下のアドレスに送付願います。

なお、お手数ですが、異なる部局で同じ趣旨の意見・質問がある場合には、いずれかの部局の意見・質問ひとつをご提出ください。

3. 今後の予定

11月 運用管理規程（案）を各府省へ事前説明

11月 新システム（事業所母集団データベース）の操作説明会

12月 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において運用管理規程を合意

1 月 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の運用開始

＜送付先・連絡先＞

総務省統計局統計調査部
経済基本構造統計課

渡部、國分

電 話 03-5273-1195

e-mail : p-bchousei@soumu.go.jp

事業所母集団データベース運用管理規程に関する意見・質問

提出日	
府省等名	
所属部署名	
意見・質問の種別	
意見・質問の指摘箇所	
意見・質問内容	

統計局使用欄	
--------	--

事業所母集団データベース運用管理規程（案）新旧対照表

（傍線の部分は修正部分）

平成 24 年 3 月時点	修正案	修正理由
第 1 目的 （略） 第 2 定義 1 事業所母集団データベース （略） 2 ～ 5 （略） 6 共通事業所コード 本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団 D B において付加する事業所の固有コードをいう。 7 是正区分フラグ 本規程において「是正区分フラグ」とは、	第 1 目的 （略） 第 2 定義 1 事業所母集団データベース （略） <u>2 事業所母集団データベースシステム</u> <u>本規程において「事業所母集団データベースシステム」（以下「事業所母集団 D B システム」という。）とは、事業所母集団 D B を運用管理する情報システムをいう。</u> 3 ～ 6 （略） 7 共通事業所コード 本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団 D B <u>システム</u> によって付加される事業所の固有コードをいう。 8 是正区分フラグ 本規程において「是正区分フラグ」とは、	事業所企業 D B システムを定義しておらず、1 の事業所母集団データベースで合わせて読もうとしていたため追記。 定義との整合を修正。 定義との整合を修正。

事業所母集団DBにおいて付加する重複是正の対象・非対象を判断する情報をいう。 8～10（略） 11 母集団情報 本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいう。 <u>また、母集団情報は、次の(1)又は(2)に分類される。</u> (1) 経済センサスフレーム 本規程において「経済センサスフレーム」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。 12 選択母集団情報 本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBから提供される母集団情報をいう。 13 （略）	事業所母集団DBシステムによって付加される重複是正の対象を判断する情報をいう。 9～11（略） 12 母集団情報 本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいい、次の(1)又は(2)に分類される。 (1) 経済センサス母集団 本規程において「経済センサス母集団」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。 13 選択母集団情報 本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBシステムから提供される母集団情報をいう。 14 （略）	文脈の整合を修正。 「フレーム」とは枠内に様々な情報を入れる考え方であり、経済センサスについては結果そのものであるため、フレームから「母集団」に修正。 定義との整合を修正。
---	---	---

	15 ワンタイムパスワード <u>本規程において「ワンタイムパスワード」</u> <u>とは、政府統計共同利用システムの認証に用</u> <u>いるパスワードをいう。</u> 16 調査対象名簿 <u>本規程において「調査対象名簿」とは、統</u> <u>計調査を行うために作成され、調査対象が記</u> <u>載された名簿をいう。</u> 17 調査対象返却名簿 <u>本規程において「調査対象返却名簿」とは、</u> <u>事業所母集団DBシステムによって調査対</u> <u>象名簿に是正区分フラグが付加され国の行</u> <u>政機関に返却される名簿をいう。</u> 18 補完データ <u>本規程において「補完データ」とは、事業</u> <u>所母集団DBシステムによって母集団情報</u> <u>から調査対象返却名簿に付加される情報を</u> <u>いう。</u> 19 調査結果名簿 <u>本規程において「調査結果名簿」とは、実</u> <u>際に調査された調査対象が記載された名簿</u> <u>をいう。</u> 20 調査結果返却名簿 <u>本規程において「調査結果返却名簿」とは、</u> <u>事業所母集団DBシステムによって調査結</u>	試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。 試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。 試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。 試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。 試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。 試験運用を踏まえ、必要な定義を追記。
--	--	---

第3 事業所母集団DBの利用登録 利用機関のうち、事業所母集団DBを利用する者は、所属機関名、職名、氏名等を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出し、<u>ユーザID及びパスワードを取得する。</u>	<u>果名簿に共通事業所コードが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。</u> 第3 事業所母集団DBシステムの利用登録 利用機関のうち、事業所母集団DBシステムを利用する者は、所属機関名、職名、氏名、<u>連絡先等</u>を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出する。 <u>事業所母集団DBシステムにおいて利用登録が完了した後、事業所母集団DBシステムから利用登録した者に対して電子メールが送信される。</u>	試験運用を踏まえた修正。
第4 統計調査実施計画の提出 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とした<u>統計調査及び重複是正に係る対応の有無等を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。</u> 2 <u>統計企画管理官室において、提出された統計</u>	第4 事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧の提出 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とする<u>統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧（以下「統計調査実施予定一覧」という。）を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。</u> 2 <u>統計企画管理官室は、提出された統計調査</u>	文脈の整合を修正。 その年度における予定を表にして報告するため、事務に則して「統計調査実施予定一覧」に修正。 時期について明記。

<u>計調査実施計画に基づき、必要事項を事業所母集団DBに登録する。</u> 3 国の行政機関は、<u>統計調査実施計画に変更が生じた場合には、事業所母集団DBに必要事項を入力する。</u> 第5 母集団情報の利用手続 <u>利用機関が、法第27条第2項に基づき、母集団情報の提供を受けたい場合には、以下に記載のとおり母集団情報の利用手続を行う。</u> 1 申請 <u>申請者は、母集団情報の利用申請書（様式第1号参照）（以下「申請書」という。）を作成し、経済基本構造統計課に提出する。</u> <u>次の(1)又は(2)に該当する場合には、申請書と併せて下記の書類を提出する。</u>	<u>実施予定一覧に記載された情報について、毎年度末までに事業所母集団DBシステムに登録する。</u> 3 国の行政機関は、<u>登録されている情報について、変更が生じた場合には、事業所母集団DBシステムに登録されている情報を更新する。</u> 4 <u>統計企画管理官室は、事業所母集団DBシステムに登録されている情報の変更の有無の確認を定期的に行い、必要があれば国の行政機関に対して、更新を行うよう督促する。</u> 第5 母集団情報の利用手続 <u>利用機関のうち、事業所母集団DBシステムから母集団情報の提供を受けたい者（以下「申請者」という。）は、以下のとおり利用手続を行う。</u> 1 登録 <u>申請者は、母集団情報の利用に当たり、事業所母集団DBシステムに必要事項を入力し、「申請書類の審査基準」（別添1）6(2)に記載されている書類を登録する。</u> <u>事業所母集団DBシステムに登録した後、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用申請書」（様式第1号）（以下「申請書」とい</u>	総務省政策統括官（統計基準担当）としてなすべき事務を追記。 定期的とは、新システム稼働直後は毎月確認を行い、各府省の対応状況を見ながら、将来的には、四半期毎に確認を行うことを想定。 「申請者」についての説明を追記。 事務の流れに沿って、「登録」「申請」と分けて記載。
---	--	---

(1) <u>利用者の範囲に、利用機関以外の者が含まれる場合には、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した誓約書（様式第 2 号参照）を提出する。</u> (2) （略） 2 審査 <u>経済基本構造統計課において、申請書の審査基準（別添 1 参照）に基づき審査を行う。</u> 3 審査後の手続等 (1) 承認された場合 <u>申請者に対して、母集団情報の利用に関する承認通知書（様式第 4 号参照）が送付される。</u>	<u>う。）が送付される。</u> <u>次の(1)又は(2)に該当する場合は、下記の書類を作成し、事業所母集団DBシステムに登録する。</u> (1) <u>利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合は、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した「利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書」（様式第 2 号）を提出する。</u> (2) （略） 2 申請 <u>申請者は、「母集団情報の利用に関する文書」（様式第 4 号）、申請書及び上記 1 で登録した書類（以下「申請書類」という。）を経済基本構造統計課に提出する。</u> 3 審査 <u>経済基本構造統計課は、「申請書類の審査基準」（別添 1）に基づき、申請書類を審査する。</u> 4 審査後の手続等 (1) 承認された場合 <u>申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する承認通知書」（様式第 5 号）が送付される。</u>	事務の流れに沿って、「登録」「申請」と分けて記載。 文脈の整合を修正。 文脈の整合を修正。
---	--	--

<u>申請内容に基づき母集団情報の抽出が完了した後、事業所母集団DBから申請者に対して電子メールが送信されるので、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。</u> (2) 承認されなかった場合 申請者に対して、母集団情報の利用に関する不承認通知書（様式第<u>5号</u>参照）が送付される。 4 母集団情報の利用期間終了後の措置 申請者は、利用期間終了後、直ちに申請書に記載した転写書類等の利用後の<u>措置に基づき処理をした後、転写情報の利用後の措置報告書（様式第6号参照）</u>を経済基本構造統計課に提出する。 第7 調査対象名簿の事務手続 <u>国の行政機関は、法第27条第1項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、第6の1の(2)により重複是正を実施する場合又は補完データを利用する場合には、以下に記載のとおり調査対象名簿の事務手続を行う。</u> 1 調査対象名簿の登録	<u>事業所母集団DBシステムにおいて母集団情報の抽出が完了し、申請者に対して電子メールが送信された後、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。</u> (2) 承認されなかった場合 申請者に対して、<u>経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する不承認通知書」（様式第6号）</u>が送付される。 5 母集団情報の利用終了後の処置 申請者は、利用終了後、直ちに申請書に記載された転写書類等の利用後の<u>処置を行う。その後、「転写書類等の利用後の処置報告書」（様式第7号）</u>を経済基本構造統計課に提出する。 第6 調査対象名簿の事務手続 1 調査対象名簿の登録	「統計法第33条の運用に関するガイドライン」に表現を合わせて「措置」を「処置」に変更。 頭書を内容に明記。 平成24年3月時点のバージョンでは、「重複
---	---	--

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり任意母集団情報を利用する場合には、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを事業所母集団DBに登録する。 また、補完データを利用する場合には、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBに必要事項を入力する。 2 調査対象返却名簿の受領 国の行政機関は、<u>調査対象名簿に共通事業所コード等の付加が完了した後、事業所母集団DBから電子メールが送信されるので、</u>ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。 第6 重複是正の事務手続 国の行政機関は、<u>法第27条第1項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、事業所母集団DBから提供される情報を用いて、調査票配布等調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下に記載のとおり重複是正の事務手続を行う。</u> なお、<u>重複是正の対象となる統計調査、また、重複是正における被調査履歴の考え方に</u>	国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、<u>任意母集団情報を利用する場合は、事業所母集団DBシステムに調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを登録する。</u> また、補完データを利用する場合は、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBシステムに必要事項を入力する。 2 調査対象返却名簿の受領 国の行政機関は、<u>事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、</u>ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。 第7 重複是正の事務手続 国の行政機関は、<u>事業所・企業を対象とする統計調査の実施に当たり、調査票配布等、</u>調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下のとおり重複是正の事務手続を行う。 なお、<u>重複是正、調査履歴登録の詳細は、重複是正、調査履歴登録について（別添2）に基づくものとする。</u>	是正の事務手続」が「調査対象名簿の事務手続」より先に記載されていたが、事務の流れに沿って順序を変更し、「調査対象名簿の事務手続」を先に記載することとした。 定義との整合を修正。 より理解しやすい文言に修正。
---	---	--

<u>については重複是正の基準（別添2参照）に基づくものとする。</u> 1 重複是正の実施 (1) <u>選択母集団情報を利用する場合</u> 国の行政機関は、<u>統計調査を実施するに当たり、第5により事業所母集団DBから提供された選択母集団情報に、是正区分フラグが付加された事業所・企業がある場合には、重複是正の基準に基づき、調査対象事業所・企業を選定する。</u> (2) <u>任意母集団情報を利用する場合</u> 国の行政機関は、<u>統計調査を実施するに当たり、第7の2により受領した調査対象返却名簿に、是正区分フラグが付加された事業所・企業がある場合には、重複是正の基準に基づき、調査対象事業所・企業を選定する。</u> 2 重複是正措置結果の登録 国の行政機関は、<u>是正区分フラグに基づき重複是正を実施した場合には、重複是正措置結果報告（様式第7号参照）を作成し、原則として調査票の配布開始予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBに登録</u>	1 重複是正の実施 (1) <u>選択母集団情報を利用する場合</u> 国の行政機関は、<u>選択母集団情報から調査対象名簿を作成する。その調査対象名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。</u> (2) <u>任意母集団情報を利用する場合</u> 国の行政機関は、<u>第6の手続によって受領した調査対象返却名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。</u> 2 重複是正措置結果の登録 国の行政機関は、<u>重複是正を実施した場合は、重複是正措置結果報告（様式第8号）を作成し、原則として、調査票の配布開始予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。</u>	より理解しやすい文言に修正。 より理解しやすい文言に修正。 文脈の整合を修正。
---	---	--

する。 第 8 調査結果名簿の事務手続 <u>国の行政機関は、法第27条第 1 項に規定する事業所母集団DBの整備趣旨を踏まえ、以下に記載のとおり調査結果名簿の事務手続を行う。</u> 1 調査結果名簿の登録 国の行政機関は、原則として調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団DBに登録する。 2 調査結果返却名簿の受領 国の行政機関は、<u>調査結果名簿に共通事業所コードの付加が完了した後、事業所母集団DBから電子メールが送信されるので、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。</u> 第 9 事業所母集団DBに記録する統計調査 <u>法第27条第 1 項、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年 3 月13日閣議決定）及び「事業所母集団データベースの整備方針」（平成23年 3 月25日総務大臣決定）に</u>	第 8 調査結果名簿の事務手続 1 調査結果名簿の登録 国の行政機関は、原則として、<u>調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団DBシステムに登録する。</u> 2 調査結果返却名簿の受領 国の行政機関は、<u>事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。</u> 第 9 事業所母集団DBに記録する統計調査	頭書に明記されているため削除。 文脈の整合を修正。 定義との整合をとるため修正。 頭書に明記されているため削除。
--	--	--

<u>に基づき、以下のとおり統計調査結果を事業所母集団DBに記録する。</u> 1 国の行政機関は、事業所母集団DBに記録する統計調査（別添3参照）について、経済センサスと共通する事項を公表に合わせて事業所母集団DBに登録する。 2 <u>経済基本構造統計課において、母集団情報を整備する情報及び補完データの情報として、登録された事項を事業所母集団DBに記録する。</u> 第10 母集団情報の適正管理等 1 利用機関は、事業所母集団DBから提供を受けた情報について法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密漏えいのないようにしなければならない。 2 （略） 第11 共通事業所コードの保持 国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿等を登録するに当たって、<u>過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。</u>	1 国の行政機関は、事業所母集団DBに記録する統計調査（別添3）<u>の結果のうち、経済センサスと共通する事項を、原則として、公表予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。</u> 2 <u>経済基本構造統計課は、登録された事項を事業所母集団DBに記録する。</u> 第10 母集団情報の適正管理等 1 利用機関は、事業所母集団DBから提供を受けた情報について、<u>法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないようにしなければならない。</u> 2 （略） 第11 共通事業所コードの保持 国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿<u>及び第9の1の登録に当たり、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。</u>	時期について明記。 文脈の整合を修正。 文脈の整合を修正。 「等」について明記。
---	---	--

附 則 1、2（略）	附 則 1、2（略） <u>3 本規程は、今後の事業所母集団DBの運用状況を踏まえ、必要があれば見直しを行う。</u>	本規程の見直しについて明記。
--------------------------	--	-----------------------

事業所母集団データベース運用管理規程（案）

平成 年 月 日

総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 定義

1 事業所母集団データベース

本規程において「事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」という。）とは、法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースをいう。

2 事業所母集団データベースシステム

本規程において「事業所母集団データベースシステム」（以下「事業所母集団DBシステム」という。）とは、事業所母集団DBを運用管理する情報システムをいう。

3 国の行政機関

本規程において「国の行政機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

4 地方公共団体

本規程において「地方公共団体」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号）（以下「令」という。）第7条第1項に規定する地方公共団体をいう。

5 届出独立行政法人等

本規程において「届出独立行政法人等」とは、令第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

6 利用機関

本規程において「利用機関」とは、政府統計共同利用システムの利用を承認された国の行政機関、地方公共団体及び届出独立行政法人等をいう。

7 共通事業所コード

本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される事業所の固有コードをいう。

8 是正区分フラグ

本規程において「是正区分フラグ」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される重複是正の対象を判断する情報をいう。

9 重複是正

本規程において「重複是正」とは、国の行政機関が事業所・企業を対象とする統計調査を実施するに当たって、是正区分フラグに基づき、調査対象事業所・企業を選定することをいう。

10 行政記録情報

本規程において「行政記録情報」とは、法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。

11 調査票情報

本規程において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。

12 母集団情報

本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいい、次の(1)又は(2)に分類される。

(1) 経済センサス母集団

本規程において「経済センサス母集団」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。

(2) 年次フレーム

本規程において「年次フレーム」とは、母集団情報のうち、毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した情報をいう。

13 選択母集団情報

本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBシステムから提供される母集団情報をいう。

14 任意母集団情報

本規程において「任意母集団情報」とは、国の行政機関が独自に保有する母集団情報をいう。

15 ワンタイムパスワード

本規程において「ワンタイムパスワード」とは、政府統計共同利用システムの認証に用いるパスワードをいう。

16 調査対象名簿

本規程において「調査対象名簿」とは、統計調査を行うために作成され、調査対象が記載された名簿をいう。

17 調査対象返却名簿

本規程において「調査対象返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査対象名簿に是正区分フラグが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

18 補完データ

本規程において「補完データ」とは、事業所母集団DBシステムによって母集団情報から調査対象返却名簿に付加される情報をいう。

19 調査結果名簿

本規程において「調査結果名簿」とは、実際に調査された調査対象が記載された名簿をいう。

20 調査結果返却名簿

本規程において「調査結果返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査結果名簿に共通事業所コードが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

第3 事業所母集団DBシステムの利用登録

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムを利用する者は、所属機関名、職名、氏名、連絡先等を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出する。

事業所母集団DBシステムにおいて利用登録が完了した後、事業所母集団DBシステムから利用登録した者に対して電子メールが送信される。

第4 事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧の提出

- 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧（以下「統計調査実施予定一覧」という。）を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。
- 2 統計企画管理官室は、提出された統計調査実施予定一覧に記載された情報について、毎年度末までに事業所母集団DBシステムに登録する。
- 3 国の行政機関は、登録されている情報について、変更が生じた場合には、事業所母集団DBシステムに登録されている情報を更新する。
- 4 統計企画管理官室は、事業所母集団DBシステムに登録されている情報の変更の有無の確認を定期的に行い、必要があれば国の行政機関に対して、更新を行うよう督促する。

第5 母集団情報の利用手続

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムから母集団情報の提供を受けたい者（以下「申請者」という。）は、以下のとおり利用手続を行う。

1 登録

申請者は、母集団情報の利用に当たり、事業所母集団DBシステムに必要事項を入力し、「申請書類の審査基準」（別添1）6(2)に記載されている書類に登録する。

事業所母集団DBシステムに登録した後、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）が送付される。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、下記の書類を作成し、事業所母集団DBシステムに登録する。

- (1) 利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合は、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した「利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書」（様式第2号）を提出する。

(2) 利用機関以外の者に業務を委託する場合は、契約における秘密保持義務等に関する契約書又は覚書の写しを提出する。

なお、契約締結前等の事情で、契約書又は覚書の写しを提出できない場合は、「契約関係書類を添付できないときの代替文書」（様式第3号）を提出する。

2 申請

申請者は、「母集団情報の利用に関する文書」（様式第4号）、申請書及び上記1で登録した書類（以下「申請書類」という。）を経済基本構造統計課に提出する。

3 審査

経済基本構造統計課は、「申請書類の審査基準」（別添1）に基づき、申請書類を審査する。

4 審査後の手続等

(1) 承認された場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する承認通知書」（様式第5号）が送付される。

事業所母集団DBシステムにおいて母集団情報の抽出が完了し、申請者に対して電子メールが送信された後、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。

(2) 承認されなかった場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する不承認通知書」（様式第6号）が送付される。

5 母集団情報の利用終了後の処置

申請者は、利用終了後、直ちに申請書に記載された転写書類等の利用後の処置を行う。その後、「転写書類等の利用後の処置報告書」（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出する。

第6 調査対象名簿の事務手続

1 調査対象名簿の登録

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、任意母集団情報を利用する場合は、事業所母集団DBシステムに調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを登録する。

また、補完データを利用する場合は、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBシステムに必要事項を入力する。

2 調査対象返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。

第7 重複是正の事務手続

国の行政機関は、事業所・企業を対象とする統計調査の実施に当たり、調査票配布等、調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下のとおり重複是正の事務手

続を行う。

なお、重複是正、調査履歴登録の詳細は、「重複是正、調査履歴登録について」（別添２）に基づくものとする。

1 重複是正の実施

(1) 選択母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、選択母集団情報から調査対象名簿を作成する。その調査対象名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添２）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

(2) 任意母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、第６の手続によって受領した調査対象返却名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添２）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

2 重複是正措置結果の登録

国の行政機関は、重複是正を実施した場合は、「重複是正措置結果報告」（様式第８号）を作成し、原則として、調査票の配布開始予定日から起算して１か月後までに事業所母集団ＤＢシステムに登録する。

第８ 調査結果名簿の事務手続

1 調査結果名簿の登録

国の行政機関は、原則として、調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して３か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団ＤＢシステムに登録する。

2 調査結果返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団ＤＢシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。

第９ 事業所母集団ＤＢに登録する統計調査

1 国の行政機関は、「事業所母集団ＤＢに登録する統計調査」（別添３）の結果のうち、経済センサスと共通する事項を、原則として、公表予定日から起算して１か月後までに事業所母集団ＤＢシステムに登録する。

2 経済基本構造統計課は、登録された事項を事業所母集団ＤＢに登録する。

第10 母集団情報の適正管理等

1 利用機関は、事業所母集団ＤＢから提供を受けた情報について、法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないようにしなければならない。

2 利用機関は、作成した統計を公表する場合には、母集団情報の利用承認を得て集計したものであることを明示しなければならない。

第11 共通事業所コードの保持

国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿及び第9の1の登録に当たり、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。

附 則

- 1 本規程は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 本規程の施行により、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領（平成21年4月1日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）は廃止する。
- 3 本規程は、今後の事業所母集団DBの運用状況を踏まえ、必要があれば見直しを行う。

申請書類の審査基準

経済基本構造統計課は、次の 1～13 に基づき審査を行い、審査報告書（別紙）を作成し、承認するか否かを決定する。

1 利用目的

母集団情報の利用目的は、事業所・企業を対象とする統計調査における調査対象名簿の作成又は事業所・企業に関する統計の作成であること。

また、次の(1)又は(2)に該当する内容が記載されていること。

- (1) 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計調査を実施するために、どのような名簿を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。
- (2) 統計の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。

2 利用者の範囲

母集団情報の利用者の範囲は次の(1)及び(2)であり、利用目的を達成するために必要最小限の者に限定されていること。

- (1) 利用機関の職員
- (2) 利用機関が第三者に委託し、母集団情報を利用する場合は、受託した第三者の職員

また、利用者の所属・氏名・連絡先が記載されていること。

なお、本規程第 5 の 1 (1) 又は(2)に該当する場合には、該当書類が添付されていること。

3 母集団指定

経済センサス母集団又は年次フレームが記載されていること。

4 利用する母集団情報の範囲

利用する母集団情報の範囲は、利用目的を達成するために必要最小限の範囲であること。

5 利用する事項

利用する事項は、利用目的を達成するために必要最小限の事項であること。

6 利用方法

(1) 母集団情報をどのような方法で利用するのか具体的に記載されていること。

(2) 次のいずれかに該当する書類が添付されていること。

ア 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、当該統計調査の調査要領及びその他関係書類が添付されていること。

イ 統計の作成のために利用する場合は、集計内容が分かる書類及びその他関係書類が添付されていること。

7 利用期間

母集団情報の利用期間は、利用目的を達成するために必要最小限の期間であること。

8 利用場所

母集団情報の利用場所は、利用目的を達成するために次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

(1) 母集団情報の利用場所は日本国内であること。

(2) 当該利用場所から母集団情報が持ち出されないように、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されていること。

(3) 母集団情報の利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われること。

9 利用環境

母集団情報の利用環境は、次の(1)～(4)の条件を全て満たしていること。

(1) 母集団情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されていること。

(2) 母集団情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。（霞が関WAN及び総合行政ネットワークは除く。）

(3) 母集団情報を利用する情報システムについて、以下の①～④のセキュリティ対策が図られていること。

① コンピュータウイルス対策

② セキュリティホール対策

③ 識別及び主体認証対策

④ スクリーンロック等の不正操作対策

(4) 利用者以外の者が母集団情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように、制御された情報システム環境であること。

10 保管場所及び管理方法

母集団情報の保管場所及び管理方法は、次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

(1) 保管場所は利用場所と同一であること。

ただし、保管場所及び利用場所が異なる場合は、その理由が合理的なものであること。

(2) 母集団情報が限定された媒体に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されること。

(3) 提供される母集団情報に加え、集計作業等によって生成される情報等を含む中間生成物及び廃棄物についても漏えい事故を防止するための対策が図られていること。

11 公表

(1) 公表の有無

公表又は非公表の記載がされていること。

(2) 公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）

具体的な公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）が記載されていること。

また、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置をする旨の記載がされていること。

12 転写書類等の利用後の処置

母集団情報を転写した書類（電磁的記録媒体を含む。）の利用後の処置が記載されていること。

13 連絡先（申請者）

申請者の連絡先が記載されていること。

別紙（審査報告書）

審 査 報 告 書

下記のとおり審査しました。

平成 年 月 日
担当課 及び 担当者

申請者		対 平成 年 月 日付 第 号
利用開始希望日	平成 年 月 日	

項 目	申 請 内 容				基準に 合致	所見に 記載
利 用 目 的						
利 用 者 の 範 囲	利用機関の職員		委託先の職員			
母 集 団 指 定						
利用する母集団 情 報 の 範 囲						
利 用 す る 事 項						
利 用 方 法						
利 用 期 間						
利 用 場 所						
利 用 環 境						
保 管 場 所 及 管 理 方 法						
公 表 の 有 無	公表		非公表			
公 表 方 法 及 公 表 時 期 (又は非公表の 理 由)						
転写書類等の 利用後の処置	焼却	消去	溶解	裁断		

審 査 結 果	承認して差し支えない	不承認が適当である
---------------	------------	-----------

〔所見〕

重複是正、調査履歴登録について

第 1 重複是正の対象にならない事業所・企業

事業所・企業を調査対象とする統計調査の調査対象のうち、次の 1～5 に掲げる事業所・企業及び特別の事情がある場合は重複是正の対象にはならない。

なお、一つの調査の中で、重複是正の対象になる事業所・企業と対象にならない事業所・企業が混在する場合がある。

1 全数調査（調査母集団に含まれる事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査） の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一部、二部上場企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の製品を製造（販売）する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 業界団体名簿に登載された企業の全てを調査対象とする統計調査

2 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一つ又は複数の国勢調査調査区内、事業所・企業統計調査調査区内若しくは経済センサス調査区内にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 市町村内の一つの特定地域内（字・町丁目）にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

3 調査実施時（調査票を配布するときなど）に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 実査の途上、現地において調査員が調査対象を選定する統計調査
- ・ 調査当日に調査対象が決定する統計調査

4 層別抽出法による標本調査で、一部しつ皆部分（全てを調査対象とする層）に含まれる事業所・企業

（一部しつ皆部分の例示）

- ・ 資本金 10 億円以上の会社の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 従業者規模 300 人以上の事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の産業分類に該当する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

なお、以下に例示する有意抽出の方法により調査対象となった事業所・企業につ

いても、原則として、重複是正のための代替事業所・企業の選定の可能性があることから、重複是正の対象とする。

ただし、重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合は、理由を明確にし、重複是正を行わないこととする。

(有意抽出の例示)

- ・ 売上高上位 10 社又は売上高が全体の 80%となるまで上位から抽出する統計調査
- ・ 「調査協力を得られる企業」という条件を付している統計調査
- ・ 少数の企業を選定して長期間標本を固定して行っている統計調査
- ・ 建設業者名簿から選定した資本金 1 億円以上の事業所・企業のうち完成工事高上位 50 社を対象とする統計調査

5 国の機関に係る事業所並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体（特別区など）の機関に係る事業所

(例示)

- ・ 公立学校

(注) 国立大学法人は重複是正の対象となる。

また、特別の事情がある場合とは、国の行政機関が統計企画管理官室と協議を行い、妥当である旨が認められた場合をいう（例えば、政策的な必要性から緊急に統計調査を実施することとなった場合など）。

第2 重複是正の実施

各事業所・企業に対し、1 年間に実施可能な統計調査の回数（被調査回数）の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業について重複是正を行う。

1 被調査回数の数え方

- (1) 被調査回数は、統計調査単位に、調査周期ごとに 1 回として数える（毎月実施は 12 回、四半期実施は 4 回）。
- (2) 重複是正の対象か否かの判定は、選択母集団情報の取得又は任意母集団情報に基づく調査対象名簿の登録時点において、一つの事業所・企業に対して直前の 1 年間における被調査回数が、上限値を超えているかどうかによって行う。
- (3) 月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の 1 回のみ確認を行うものとする。

ただし、1 年を超えて同一客体を継続調査する場合は、13 か月目において、再度重複是正の対象となるか否かの確認を行う。四半期・半期調査についてもこれ

に準じた取扱いとする。

2 上限値の設定

事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により、次のとおり上限値を設定する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 会社の本所又は単独事業所 | |
| (ア) 資本金 1 億円未満 | 20 回 |
| (イ) 資本金 1 億円以上 10 億円未満 | 34 回 |
| (ウ) 資本金 10 億円以上 | 48 回 |
| (2) 会社の支所 | |
| (ア) 従業者数 30 人未満 | 14 回 |
| (イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満 | 28 回 |
| (ウ) 従業者数 100 人以上 | 42 回 |
| (3) 会社以外の事業所 | |
| (ア) 従業者数 30 人未満 | 14 回 |
| (イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満 | 28 回 |
| (ウ) 従業者数 100 人以上 | 30 回 |

上記の上限値については、今後の統計調査の調査履歴の登録状況によって結果を分析し、見直しを行う。

3 重複是正の例

X事業所（会社の本所 資本金 1 億円以上 10 億円未満）の場合の調査履歴の登録や調査回数のカウント等については、図のとおり。

《図の見方》

- (1) ◎と●の月は、重複是正の対象か否かの確認を行い、◎は重複是正の対象外であった場合、●は上限値を超えたため、重複是正の対象となった場合を示す。
- (2) 枠内の「1」は、調査実施月に調査履歴が 1 回カウントされたことを表す。

《数え方の例》

- (1) X事業所の(n+1)年 1 月の直前 1 年間(n 年 1 月～12 月)の被調査回数は上限値の 34 回以下である。このため、同年 1 月に照合を行った統計調査は重複是正の対象外となる。
- (2) (n+1)年 2 月から 5 月までの直前 1 年間(n 年 2 月から 5 月～(n+1)年 1 月から 4 月)の被調査回数は 35 回、36 回、37 回、35 回となり、3 月に照合作業を行った G 調査(標本調査)及び 4 月に照合作業を行った H 調査(標本調査)は重複是正の対象となる。このため、X事業所以外の被調査回数 34 回以下の事業所で

代替を行う。

- (3) (n+1)年6月は、被調査回数が上限値以下となり、I調査（標本調査）は照合の結果、重複是正の対象外となる。

図 調査履歴の登録や調査回数のカウント等

X事業所(会社の本所 資本金1億円以上10億円未満)の場合
※上限値=34回

n年												n+1年																													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																		
直前12ヶ月分の調査回数																								33	35	36	37	35	34	33	31	30	29	27	26						
当月分の調査回数												2	2	2	4	3	2	5	2	3	4	2	2	4	3	3	2	2	1	3	1	2	2	1	1						
A調査 月次（全数調査）												1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
B調査 四半期（全数調査）												1			1				1			1			1				1				1								
C調査 年次（標本調査）												◎	1											◎	1																
D調査 2年（全数調査）																												1													
E調査 半期（全数調査）															1						1						1								1						
F調査 月次（標本調査）														◎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
G調査 四半期（標本調査）														◎	1				1			1			1		●														
H調査 年次（標本調査）															◎	1												●													
I調査 年次（標本調査）																	◎	1											◎	1											

◎及び●は重複是正のための照合を行った月
◎は重複是正の対象外であった場合、●は重複是正の対象となった場合

第3 調査履歴登録

国の行政機関は、調査結果名簿が提出された月（原則として、調査票の回収終了予定日、又は調査票の提出期限から起算して3か月後まで）に事業所母集団DBに記録された事業所・企業に対する調査履歴登録を行う。なお、当該調査履歴は、調査履歴が登録された翌月から1年間有効である。

また、月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の月の調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに、1年分の調査履歴登録をまとめて行う。

事業所母集団DBに記録する統計調査

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査
商業動態統計調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

(案)

様式第 1 号（母集団情報の利用申請書）（別紙）

母集団情報の利用申請書

1	利用目的		
2	利用者の範囲		
3	母集団指定		
4	利用する母集団情報の範囲	(1)利用する地域	
		(2)利用する属性的範囲（抽出条件）	
		(3)事業所・企業の別	
5	利用する事項		
6	利用方法		
7	利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
8	利用場所		
9	利用環境		
10	保管場所及び管理方法		
11	公表の有無		
	公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）		
12	転写書類等の利用後の処置		
13	連絡先（申請者）	所属機関名	
		職名・氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	

(案)

様式第2号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）

文 書 番 号

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

誓 約 書

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、下記の者は、母集団情報の利用に際し、統計法（平成19年法律第53号）第39条及び第41条の規定を遵守し、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

《記入例》

〇〇大学〇〇学部教授	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇学部准教授	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇研究所所長	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇研究所主任研究員	〇〇	〇〇	印

(案)

様式第2号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）（別紙）

誓 約 事 項

- 1 申請書に記載した内容での利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 母集団情報の適正な管理を行う。
- 4 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 母集団情報の管理状況について、必要に応じて検査を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は報告を行う。
- 8 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間生成物の全てを速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その措置について報告する。
- 9 違反した場合は、契約を解除し、母集団情報及び中間生成物を速やかに返却するなど、経済基本構造統計課からの指示に従う。
- 10 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

(案)

様式第3号（契約関係書類を添付できないときの代替文書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用に係る集計等業務委託契約における
秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書類に契約関係書類を添付することができません。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付いたしますが、現時点で契約書又は覚書において、母集団情報の適正な管理や秘密保持等に関して、下記の事項について明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 母集団情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 母集団情報の集計作業の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 母集団情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

(案)

様式第 4 号（母集団情報の利用に関する文書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用について

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、別紙
のとおり申請します。

(案)

様式第 5 号（母集団情報の利用に関する承認通知書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について

標記については、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項の規定に基づき、母集団情報の利用を承認します。

母集団情報の利用に当たっては、下記の事項を厳守願います。

記

- 1 母集団情報は、承認された利用目的以外には利用しないこと。
- 2 母集団情報により知り得た事項が、承認を受けた利用者以外に漏れないようにすること。
- 3 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わないこと。
- 4 利用期間終了後、母集団情報は、速やかに焼却、消去、溶解、裁断し、その旨母集団情報の利用後の措置報告書（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出すること。

(案)

様式第 6 号（母集団情報の利用に関する不承認通知書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用については、事業所母集団データベース運用管理規程（平成 年 月 日 総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき審査した結果、下記の理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

(案)

様式第7号（転写書類等の利用後の処置報告書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

転写書類等の利用後の処置について

平成 年 月 日付け（文書番号）で提供をされた母集団情報については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類等の内容

2 処置の方法

（☐焼 却 ☐消 去 ☐溶 解 ☐裁 断）

3 処置した者

4 処置した年月日

平成 年 月 日

(案)

様式第 8 号（重複是正措置結果報告）

重複是正措置結果報告

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計企画管理官付高度利用担当 殿

府省部課等名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

重複是正措置結果について、以下のとおり報告します。

1	統計調査名			
2	調査名簿名			
3	調査対象事業所・企業数			
	総数	重複是正対象数	重複是正措置履行数	重複是正措置不履行数
4	重複是正措置不履行事業所・企業一覧			
	共通事業所コード	事業所・企業の名称	理由	備考

重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合、理由欄に以下の①～⑤のうち該当する理由の番号を記入する。⑤の場合は、その具体的な理由を記入する。

- ① 母集団に含まれる事業所・企業の数のごく少数のため代替が不可能
- ② 当該事業所・企業でないと結果精度を維持できなくなるため代替が不可能
- ③ 調査実施上、他の地域等に代替が不可能
- ④ 同種の業種及び規模の事業所・企業での代替が不可能
- ⑤ その他（具体的に記入）

注）上記 4 の重複是正措置不履行事業所・企業一覧のデータが大量になる場合は、別に出し添付して差し支えない。また、理由が同一なものは個々に付与せずまとめてくくって差し支えない。

事業所及び企業を対象とする統計調査の重複是正、各府省横断的に利用可能な母集団情報の管理を目的として整備 【国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画】

○ 情報源

3統計調査結果と1行政記録情報を母集団情報の更新情報源として活用

○ 母集団情報の整備

- ・ 更新情報源は、時系列的な収録は未実施（システムの不可能）
- ・ 商業・法人登記簿に基づき照会（新設のみ）を実施、結果を反映
- ・ 収録項目は未更新
- ・ プロファイリングは未実施

○ 提供項目

経理情報、企業グループ情報は未提供

総務大臣が正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として整備 【統計法第27条第1項】

○ 情報源

21統計調査結果と3行政記録情報を母集団情報の更新情報源として活用

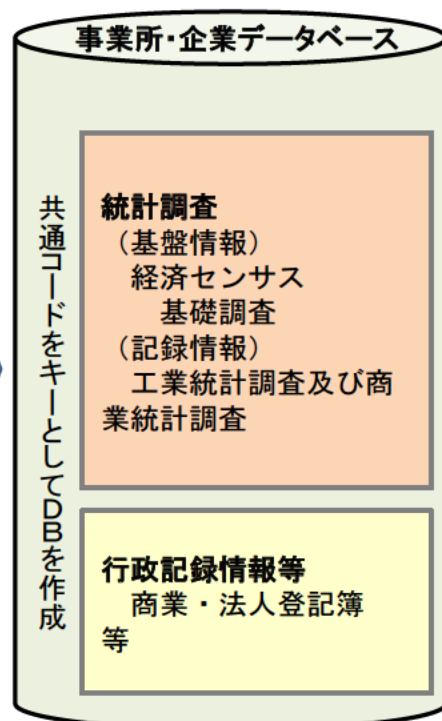
○ 母集団情報の整備

- ・ 更新情報源は、時系列的な収録を実施
- ・ 商業・法人登記簿、労働保険（個人経営含む）に基づき照会（新設・廃業）を実施、結果を反映
- ・ 更新情報源を活用して、収録項目を更新
- ・ 大企業を中心とした適時・的確なプロファイリング（収録情報の確認・更新）の実施

○ 提供項目

経理情報、企業グループ情報を新たに提供

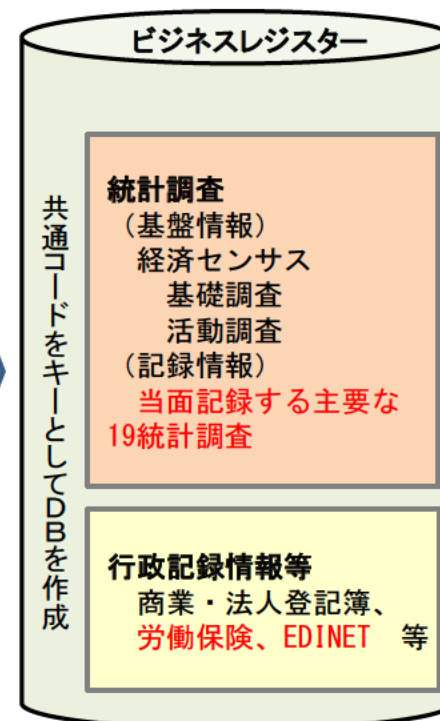
統計調査結果・行政記録情報の収録



主な機能

- 各種統計調査へ名簿情報（経済センサス結果名簿）を提供
 - 名簿情報提供の際、調査対象者の負担を平準化（重複是正）
- （効果）
- 統計調査に際し、「重複是正」を確実に実施

統計調査結果・行政記録情報の収録

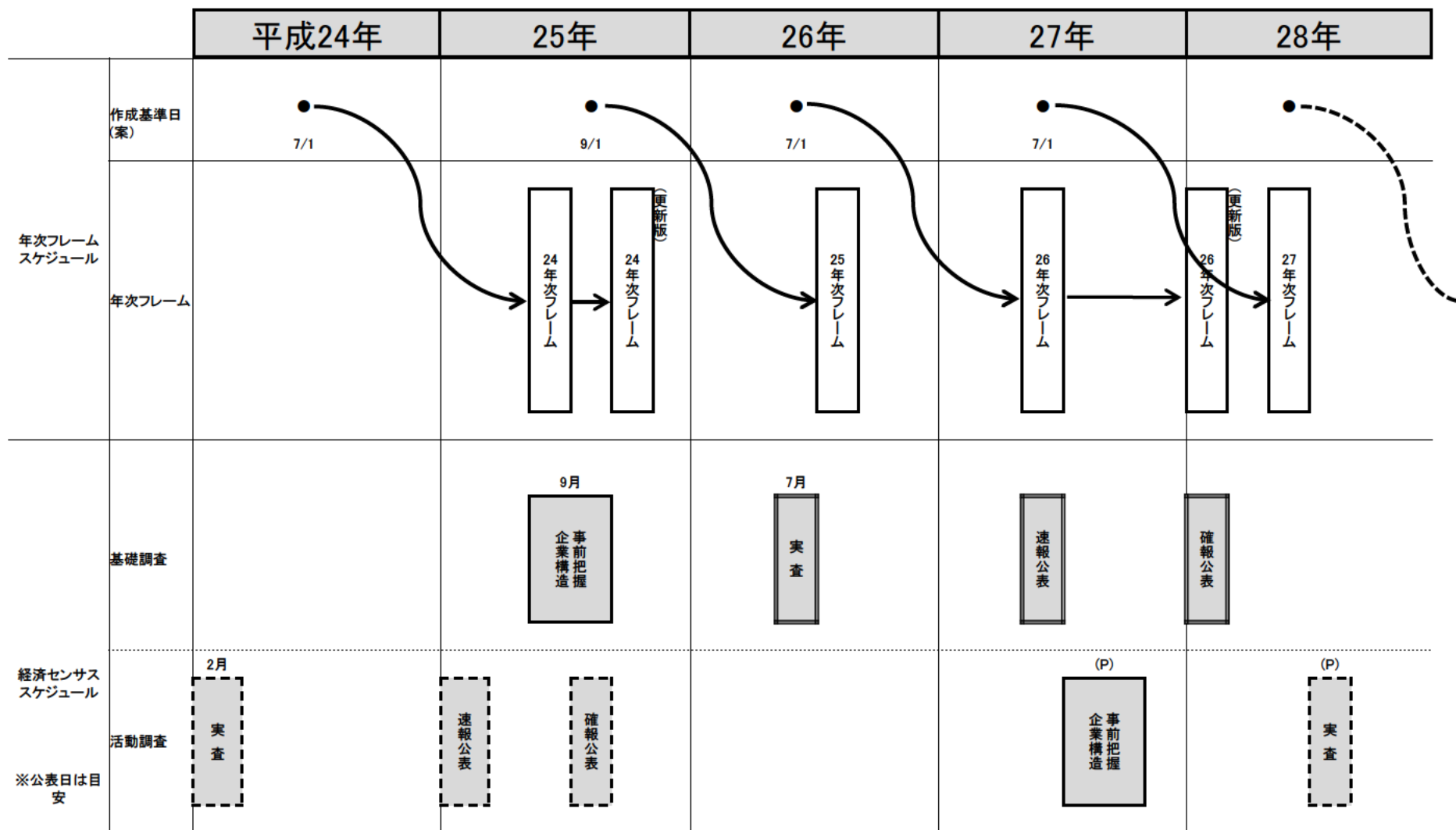


主な機能

- 各種統計調査へ、名簿情報（年次フレーム・経済センサス結果名簿）・補完情報を提供
 - 名簿情報提供の際、調査対象者の負担を平準化（重複是正）
 - 各種統計調査実施の支援等
- （効果）
- 統計調査に際し、重複是正」を確実に実施
 - 統計調査、SNAの精度向上
 - 年次フレームや行政記録情報等の照会結果を用いた新たな統計を作成

記録情報を活用した年次フレームの作成イメージ

参考2



- 毎年度、基準日を設定(原則、7月1日)し、基準日から1年以内に提供を開始予定。
- 経済センサス結果に記録情報による補完を行った上、年次フレームとして提供予定。
- 記録をする21 統計調査のうち、データベースの母集団を利用する調査については、共通コードを参照し情報の記録を行う。

- 労働保険情報、商業・法人登記情報の月次情報(新設・廃業)を活用し、照会を実施。
- 新設廃業の照会結果やEDINET情報により年次フレームを更新するとともに情報の記録を行う。

ビジネスレジスター統計(イメージ)

参考3

ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて、有識者を含めた研究会において検討中

共通的な事項の記録
(21統計調査)

A調査結果データ

共通事業 所・企業 コード	経済センサス と共通事項	調査 固有事項
---------------------	-----------------	------------

B調査結果データ

共通事業 所・企業 コード		
---------------------	--	--

C調査結果データ

--	--	--

行政記録情報の記録

労働保険情報
商業・法人登記情報
EDINET情報

ビジネスレジスター

年次フレーム

共通 事・企 コード	経済センサスと 共通事項	A調査 B調査 C調査	労働保険 情報等
------------------	-----------------	-------------------	-------------

複数年分使用

調査結果データ

行政記録情報

A調査

共通 事・企 コード	調査 ID	調査結果
------------------	----------	------

B調査

共通 事・企 コード	調査 ID	調査結果
------------------	----------	------

C調査

共通 事・企 コード	調査 ID	調査結果
------------------	----------	------

共通 事業 所・企 業 コード	労働保険情報 商業・法人登記情報 EDINET情報
-----------------------------	---------------------------------

レジスター統計
の作成

年次フレームを用
いた集計

行政記録情報の照
会結果等を用いた
集計

共通事業所・企業コードを活用したデータ連携 (各調査間のイメージ)

参考4

「運用管理規程」や「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」において、各府省における共通事業所・企業コードの保持を推進

A調査

A調査ID	A調査の調査結果
-------	----------

B調査

B調査ID	B調査の調査結果
-------	----------

C調査

C調査ID	C調査の調査結果
-------	----------

D調査

D調査ID	D調査の調査結果
-------	----------

各調査間の連結が煩雑

各調査が共通事業所・企業コードを不保持の場合、名称、所在地等によるマッチング作業が必要となる。

第27条

ビジネスレジスター

共通事業所・企業コード	経済センサスと共通事項
-------------	-------------

統計法においては、国・都道府県・政令市、日本銀行における調査の母集団・統計作成の目的で利用可能

共通事業所・企業コードを付与

第33条

A調査

共通事業所・企業コード	A調査ID	A調査の調査結果
-------------	-------	----------

B調査

共通事業所・企業コード	B調査ID	B調査の調査結果
-------------	-------	----------

C調査

共通事業所・企業コード	C調査ID	C調査の調査結果
-------------	-------	----------

D調査

共通事業所・企業コード	D調査ID	D調査の調査結果
-------------	-------	----------

各調査間の連結が容易

共通事業所・企業コードをキーにして連結・集計することが可能

各統計調査における共通事業所コードの保持について

平成 24 年 11 月
総務省統計局統計調査部
経済基本構造統計課

調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（改正平成23年3月28日）（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）において、国の行政機関が実施する事業所・企業を対象とした統計調査の調査票情報については、事業所母集団データベースから付与された共通コード（共通事業所コード）を保持するものとされている。

また、平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果では、各府省の統計データ等の管理における共通事業所コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要があるとされ、共通事業所コードの保持を推進するため、その保持状況を把握し、必要な調整・サポートを実施することとされた。

このため、貴省における各統計調査の調査票情報に係る共通事業所コードについて現在の保持状況を確認する。

1 目的

統計法第27条第1項及び公的統計の整備に関する基本的な計画により、総務大臣が整備する事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の効率的な運用に活用する。

- ・ 各種統計調査のビジネスレジスターへの反映
- ・ 重複是正措置の確実な実施

2 対象

事業所・企業を対象とする全ての統計調査（実施が想定されているもの）

3 活用方法

統計調査対象名簿に付与された共通事業所コードを保持し、調査結果（名簿・個票データ）を登録する。

4 確認事項

別添様式にて、現在の保持状況を確認する。

5 提出期限

平成24年11月 日

【参考資料】

- ・ 参考1 事業所母集団データベースの整備方針（抜粋）
- ・ 参考2 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（抜粋）
- ・ 参考3 事業所母集団データベース運用管理規程（案）
- ・ 参考4 公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）
- ・ 参考5 共通事業所コードの構成と付番等について

共通事業所コードの保持状況について

共通事業所コードは、事業所母集団データベースのデータ連携の基盤であり、各統計調査結果に共通事業所コードが付与されることにより、他調査とのリンクが可能になります。

また、母集団情報、調査対象名簿、調査結果名簿に付与される共通事業所コードを保持し、統計調査の実施サイクルを確立することにより、正確で効率的な母集団整備や重複是正が可能となります。

共通事業所コードは、事業所母集団データベースによって維持管理されます。
その保持・利活用は各府省の統計調査担当者に委ねられることとなります。

.....

共通事業所コードの保持について、現在の状況をお答えください。

府省名：() 統計調査名：()

☐ コードの保持の状況 ☐ 保持している ☐ 保持していない

☐ 保持していない場合、以下にお答えください。

☐ 調査票情報を処理するプログラムはあるが、コードを保持していない

- ・コード保持のためのプログラムの改修予定あり (年 月)
- ・コード保持のためのプログラムの改修予定なし

対応：

※共通事業所コードを保持する方法（エクセル・アクセス等）を記入

☐ 調査票情報を処理するプログラムがないため、コードを保持していない

- ・コード保持可能なプログラムの開発予定あり (年 月)
- ・コード保持可能なプログラムの開発予定なし

対応：

※共通事業所コードを保持する方法（エクセル・アクセス等）を記入

☐ 共通事業所コードの保持について、意見等があればご記入ください。

記入者名：()

事業所母集団データベースの整備方針 ＜抜粋＞

平成 23 年 3 月 25 日
総務大臣決定

1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3 統計関係業務支援機能の整備

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

5 行政記録情報等の活用

6 整備スケジュール

調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン

<抜粋>

制 定 平 成 21 年 2 月 6 日

改 正 平 成 23 年 3 月 28 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

第1 総則

第2 管理体制の整備等

第3 管理手段・保存期間

第4 施設・設備

第5 調査票情報等の取扱い

2 作業段階別特記事項

(3) 保管段階

イ 調査票情報等の保存形式

平成19年度以降に実施した統計調査の調査票情報のレイアウト構造（乗率や回答事項の配列、符号内容、データの型等）を示す記法及びデータ形式については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠するものとし、事業所・企業を対象とした調査票情報については、事業所母集団データベースから付与された共通コードを保持するものとする。また、平成19年より前に実施した統計調査についても可能な限り同様の記法に準拠するよう努力する。

なお、調査票情報とその符号内容等をスプレッドシートで一体的に管理するなどによりレイアウト構造を示す符号表を作成しない場合は、管理する符号内容等は「政府統計個票データレイアウト標準記法」に示す記法の内容を可能な限り反映する。

第6 漏えい等事故への対応

第7 その他

事業所母集団データベース運用管理規程（案）

平成 年 月 日

総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第 1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第 2 定義

1 事業所母集団データベース

本規程において「事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」という。）とは、法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースをいう。

2 事業所母集団データベースシステム

本規程において「事業所母集団データベースシステム」（以下「事業所母集団DBシステム」という。）とは、事業所母集団DBを運用管理する情報システムをいう。

3 国の行政機関

本規程において「国の行政機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

4 地方公共団体

本規程において「地方公共団体」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号）（以下「令」という。）第7条第1項に規定する地方公共団体をいう。

5 届出独立行政法人等

本規程において「届出独立行政法人等」とは、令第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

6 利用機関

本規程において「利用機関」とは、政府統計共同利用システムの利用を承認された国の行政機関、地方公共団体及び届出独立行政法人等をいう。

7 共通事業所コード

本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される事業所の固有コードをいう。

8 是正区分フラグ

本規程において「是正区分フラグ」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される重複是正の対象を判断する情報をいう。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）

（事業所母集団データベースに係る部分を抜粋）

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(2) ビジネスレジスターの構築・利活用

ア 現状・課題等

ビジネスレジスター^{注5}は、各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する目的も有している。

正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。ビジネスレジスターが提供する母集団情報は、経済センサスの名簿情報となることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するため、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備・更新する必要がある。

また、ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。

イ 取組の方向性

母集団情報の的確な整備のため、経済センサス－活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス－基礎調査を実施する。また、登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度向上を図る。さらに、行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討する。

一方、ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報との結合による活用に関しては、EDINET^{注6}情報や産業財産権の企業出願人の情報等をビジネスレジスターに取り込むことについて検討する。なお、貿易に関する情報についても、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。

注5：統計法第2条第8項に規定する「事業所母集団データベース（事業所に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）」をいう。

注6：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）

平成 23 年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）

平成24年 9 月 25日
統 計 委 員 会

審議の概要

- ・ 統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策等に関する各府省の取組状況を含め、統計法の施行状況についての総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議。審議結果を取りまとめて、公表することにより、基本計画等の推進に寄与。
- ・ 審議対象が現行基本計画の計画期間の中間年における取組であることを踏まえ、次期基本計画の策定に向けた検討のための基礎資料を得ることも視野に入れつつ、重点的な審議課題を中心に審議。併せて、東日本大震災に係る統計データの提供等の措置状況についても審議。
- ・ また、今回は、上記報告に初めて盛り込まれた基本計画の取組状況に関する各府省による自己評価の妥当性について、「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項を中心に精査。

審議結果のポイント

- 基本計画に盛り込まれた事項について、各府省は真摯に取り組んでおり、総じて成果を上げつつあると評価。
- その一方で、各府省が「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項の中には、今後も継続的な取組が必要と考えられる事項もあることから、今後の方向性を可能な限り具体的に示し、関係府省の更なる取組・努力を要請。
- また、統計委員会として、中長期的な視点に立って取り組むべき課題などを展望し、「今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」に取りまとめ。
- 特に、以下のような府省横断的な重要事項については、関係府省が協力して推進することが必要であると考えられることから、政府一体となった取組を期待。
 - 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
 - ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
 - 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の充実
 - 「政府統一ロゴタイプ」の定着・普及を通じた統計に対する国民・企業等の理解促進
 - 行政記録情報の利活用
 - e-Statの利便性の向上及び二次的利用の促進
 - 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応の整理等
- 統計委員会としては、この報告書に具体的に指摘した事項等について、次期基本計画も視野に入れた各府省の今後の取組と成果を注視するとともに、各府省の取組状況を踏まえ、国民の求める統計の一層の発展のため、次期基本計画の策定に資するべく、その役割を果たしていく所存。

② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

【総務省等】

（ア）施策の進捗状況報告等

- 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築と利活用」に関し総務大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

- これを受けて、総務省は、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定。以下「整備方針」という）を総務大臣決定し、各府省に通知した。
- 総務省は、整備方針に基づき、以下に掲げる取組を実施した。
 - ・ビジネスレジスターシステムの基本的な開発
 - ・労働保険情報の受領・試験照会の実施
 - ・運用管理規程（案）を作成し各府省合意
 - ・当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施

- 担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-3 のとおり。

表 3-(1)-3 ビジネスレジスター関係の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4	5	0	0	1	0	10

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

（a）施策全般

- 整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進めている点については評価できる。

- また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして評価できる。

(b) 「実施済」と自己評価された課題

- 「実施済」と自己評価されたものは4項目である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは2項目である（該当するもののリストは資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）」参照）。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。

(i) より正確な母集団情報の整備

- ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。

(ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

- ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。
- ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。

(iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実

- ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。

共通事業所コードの構成と付番等について

1 共通事業所コードの構成

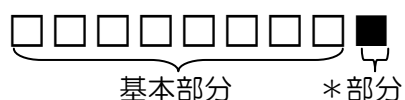
共通事業所コードは、次の構成とする。

(1) 同コードは、算用数字の0から9のみを用いる。

(2) 同コードの1桁目は、算用数字の1から9のみを用いる。

これは、各府省が汎用的なソフトを利用する可能性が高いことを想定したものである。仮に、先頭の数字に「0」を許すとすれば、同コードが数値情報として読み込まれる場合に、数値化による欠落が生じるため、望ましいものとはいえない。

(3) 同コードの9桁目は、チェックデジット(*)とする。



2 共通事業所コードの付番等

(1) 新規付番

共通事業所コードを新規に付番する場合には、基本部分について1ずつ昇順となるように付番する。これにより、新規に発行する際に、単一性を維持することとなる。

(2) チェックデジットの作成

同コードのチェックデジット(*部分)は、モジュラス11を基本としつつ、文字「X」を使用しない方法をとっている。